○財務省告示第二百七十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月二十八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月九日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1409回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で2,688,460,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で811,500,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	2,679,243,299,800円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	808,718,178,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年９月28日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円65銭３厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円65銭７厘２毛
12　償還期限	令和９年１月６日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年９月28日

○財務省告示第二百七十六号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件（平成二十七年財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日　財務大臣　片山さつき

指定営業所として指定する青森事務所の所在地中「青森市中央一丁目22番８号」を「青森市長島二丁目10番３号」に改める。

○財務省　農林水産省　経済産業省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更した届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年十月九日　財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　篠　和生
経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：青森事務所 郵便番号：030―0822 所在地：青森県青森市中央一丁目22番８号 電話番号：017―773―0911	営業所又は事務所の名称：青森事務所 郵便番号：030―0861 所在地：青森県青森市長島二丁目10番３号 電話番号：017―773―0911

(2)　変更年月日
平成29年12月４日

(3)　変更の理由
移転のため

○経済産業省告示第百三十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年十月九日　経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和八年台風第二十四号及び前線による大雨に伴う災害	愛知県	名古屋市	令和八年九月四日から令和八年一月八日まで
	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	

○国土交通省告示第千二百十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年十月九日　国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　15
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
(三)　変更後の代表者の氏名　小島　和人
(四)　変更年月日　令和八年五月二十日

○国土交通省告示第千二百十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和八年十月九日　国土交通大臣　井林　辰憲

(一)　登録番号　23
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
(三)　変更後の代表者の氏名　小島　和人
(四)　変更年月日　令和八年五月二十日